

## 別紙 1

### 92年基本契約書抜粋

IMV株式会社（以下甲という）とアイセル株式会社（以下乙という）は、ソフトウェアの設計製作等の業務委託に関し、下記の通り基本契約を締結する。

#### 第1条（原則）

甲は以下に定める約定によりソフトウェアの設計・製作業務を乙に委託し、乙は委託された業務を信義に則り誠実に履行する。

#### 第7条（成果物の提出）

1. 乙は甲の指定する提出期限（以下期限という）迄に甲の委託業務を完成し、その成果物を甲の指定する場所へ提出する。
2. 乙は次の各号の場合は、直ちにその事由及び提出予定日を甲に申し出て、甲の指示を受けるものとする。
  - (1) 甲・乙双方の責に帰する事の出来ない事由によって、期限までに成果物を甲へ提出出来ないとき
  - (2) 甲の責に帰すべき事由によって、期限までに成果物を甲へ提出出来ないとき。
3. 乙はその責に帰すべき事由により、期限までに成果物を甲へ提出出来ないと認められる時はその事由及び提出予定日等を甲へ申し出るものとする。

この場合は、甲は以下のいずれかの措置を取ることが出来るものとする。

  - (1) 当該個別契約の解除及び乙に対する損害賠償請求
  - (2) 期限の延期

但し、甲は乙と協議して定める延滞償金を委託料より減額出来るものとする。
4. 目的物の提出後、乙より甲へ所有権が移転する迄の間に目的物の全部又は一部が滅失・毀損又は変質した場合の危険負担は次によるものとする。
  - (1) 甲の責めに帰すべき事由によるときは甲の負担。
  - (2) 乙の責めに帰すべき事由によるときは乙の負担。
  - (3) 甲・乙双方の責めに帰すべからざる事由によるときは甲乙協議して定める。

#### 第8条（検査）

1. 甲は乙より提出された成果物を速やかに検査し、その結果を乙に通知する。
2. 甲は前項の検査の結果、不合格と判定したときは、次のいずれかの措置を取ることが出来る。
  - (1) 当該個別契約の解除
  - (2) 成果物修補正の指示
  - (3) 委託料の値引きによる引取り

#### 第9条（引渡し・所有権の移転）

次の場合乙より甲への成果物の引渡し・所有権の移転があったものとみなす。

- (1) 検査合格（修補正の場合の再検査を含む）

(2) 値引きによる引取り

第10条 (対価の支払)

1. 甲は乙に対し、本契約に従って実施されたソフトウェアの検収結果について毎月末日締めにて書面をもって報告するものとし、別途定める方式に従ってその対価を支払う。
2. 要員派遣の場合の対価は、別途定めた業務委託費と作業実績により当月の支払いを決め、別途定める方式に従って支払う。
3. 業務委託の場合は、個別契約の都度、その支払方法等を定めるものとするが、支払発生月の末日をもって締めきり、別途定める方式に従って支払う。

第15条 (発明考案)

1. 乙が個別契約を履行する過程でなした発明・考案に関しての特許等を受ける権利、工業所有権及び著作権は、無償で独占的に甲に帰属するものとする。
2. 乙は前項に記する発明・考案をなした時は、速やかに甲にその内容を通知する。
3. 乙は甲の要請がある場合は、甲が前々項に記する各権利を出願・登録するに当たって、甲に協力する。

第16条 (著作権)

本契約に基づき開発されたソフトウェアの著作権は甲に帰属する。

第22条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は1992年2月3日から1年間とする。  
但し、期間満了日前2ヶ月以前に甲・乙いずれか一方より書面による更新拒絶の申し出なき場合は、さらに満1年間自動的に更新されるものとし、以後この例に従う。
2. 本契約の失効後に存続する個別契約については、本契約は個別契約の存続期間中有効とする。
3. 本契約の失効後も、第13条 (瑕疵担保責任)、第15条 (発明考案)、第16条 (著作権)、第18条 (秘密保持) 及び第19条 (競合品の取扱) 規定は、尚その効力を有するものとする。

IMV株式会社（以下甲という）と株式会社アイセル（以下乙という）は、ソフトウェアの設計・製作等の業務委託に関し、下記の通り基本契約を締結する。

第1条（原則）

甲は以下に定める約定によりソフトウェアの設計・製作業務を乙に委託し、乙は委託された業務を信義に則り誠実に履行する。

第7条（成果物の提出）

1. 乙は甲の指定する提出期限（以下期限という）までに甲の委託業務を完成し、その成果物を甲の指定する場所へ提出する。
2. 乙は次の各号の場合は、直ちにその事由及び提出予定日を甲に申し出て、甲の指示を受けるものとする。
  - (1) 甲・乙双方の責に帰することのできない事由によって、期限までに成果物を甲へ提出することができないとき
  - (2) 甲の責に帰すべき事由によって、期限までに成果物を甲へ提出することができないとき
3. 乙はその責に帰すべき事由により、期限までに成果物を甲へ提出することができないと認められるときは、その理由及び提出予定日等を甲へ申し出るものとする。この場合は、甲は以下のいずれかの措置を取ることができるものとする。
  - (1) 当該個別契約の解除及び乙に対する損害賠償請求
  - (2) 期限の延期ただし、甲は乙と協議して定める延滞償金を委託料より減額することができるものとする。

第8条（検査）

1. 甲は乙より提出された成果物を速やかに検査し、その結果を乙に通知する。
2. 甲は前項の検査の結果、不合格と判定したときは、次のいずれかの措置を取ることができるものとする。
  - (1) 当該個別契約の解除
  - (2) 成果物修補正の指示
  - (3) 委託料の値引きによる引取り

第9条（引渡し）

次の場合、乙より甲への成果物の引渡しがあったものとみなす。

- (1) 検査合格（修補正の場合の再検査を含む）
- (2) 値引きによる引取り

第10条（対価の支払い）

1. 甲は乙に対し、本契約に従って実施されたソフトウェアの検収結果について毎月末日締にて、書面をもって報告するものとする。
2. 要員派遣の場合の対価は、別途取り決めた業務委託費と作業実績により当月の支払いを決め、別途定める方式に従って支払う。
3. 業務委託の場合は、個別契約の都度、その支払方法等を定めるものとするが、支払発生月の末日をもって締切り、別途定める方式に従って支払う。

#### 第15条（発明考案）

1. 乙が個別契約を履行する過程でなした発明・考案に関しての特許等を受ける権利、工業所有権及び著作権は、無償で独占的に甲に帰属するものとする。
2. 乙は前項に記する発明・考案をなしたときは、速やかに甲にその内容を通知する。
3. 乙は甲の要請がある場合は、甲が前々項に記する各権利を出願・登録するに当たって、甲に協力する。

#### 第16条（著作権）

本契約に基づき開発されたソフトウェアの著作権は甲に帰属する。

#### 第22条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は1994年 月 日から満1ケ年とする。  
ただし、期間満了日に先立つ2ヶ月以前に甲・乙いずれか一方より書面による更新拒絶の申し出なき場合は、更に満1ケ年間自動的に更新されるものとし、以後この例に従う。
2. 本契約の失効後に存続する個別契約については、本契約は個別契約の存続期間中有効とする。
3. 本契約の失効後も、第13号（瑕疵担保責任）、第15号（発明考案）、第16号（著作権）、第18号（秘密保持）および第19号（競合品の取扱）規定は、なおその効力を有するものとする。

## 別紙 3

### F 3 契約条項

I MV株式会社（以下甲という）と株式会社アイセル（以下乙という）とは、第1条記載の製品の開発に関し、下記条項に従い、開発契約する。

#### 第1条 [開発製品]

甲の企画する振動制御・計測システムであって、開発コードネーム「F3」と称するもの。

#### 第2条 [基本合意事項]

甲は、甲の所有物たる第1条記述の製品の開発作業に、乙が下述する点において甲に協調して積極的に参画することを要望し、乙はこれに賛同した。

乙は、本開発作業に単なる外注先として参画するのみならず、当該新製品が真に競争力を持ちうるものとして実現されるための要件、すなわち機能/性能・製造コスト・保守性等における優秀さを実現することに、全力を尽くす。また、製品完成後においても市場および部品供給上や製品製造上の事情の変化に追随して、当該製品の市場競争力を維持するために必要な貢献を、甲に協力して積極的・献身的に行なう。

すなわち、乙は、当該製品における甲のビジネスに、パートナーシップをもって参画し、この成功のために甲と一体となって活動する。

甲は、乙のこの協力に対し、初期に発生する開発費に加えて、製品の市場投入後に得られる甲の利益の一部を第9条 [歩合開発費] に定める方式に従って、利益分配する。

すなわち、両者は、甲が当該製品によって展開するビジネスにおける成功利益を共に享受するところの、名実ともに利益共同体として活動することに、互いに合意した。

#### 第3条 [製品仕様]

1. 製品仕様は、甲乙間で協議し、甲の決定した企画仕様に基づくものとする。
2. 製品仕様の変更のある場合は、直ちに甲は乙に指示し、速やかに乙はこれに対応する。

#### 第4条 [開発促進]

甲乙は、製品開発作業を予定通り進行すべく鋭意努力するものとする。

#### 第5条 [秘密保持]

当該製品開発過程で知り得た相手方の各種情報は、甲乙ともに、いかなる第三者にも漏洩してはならない。

#### 第6条 [発明等の帰属]

当該製品開発過程で生じる発明・考案等の技術的成果は、甲に帰属する。

#### 第7条 [著作権]

当該製品開発過程で生じる著作権の対象となりうるものは、甲に帰属するものとする。

#### 第8条 [問題解決]

開発契約期間中に生じるいかなる問題も、双方、誠意をもって話し合い、解決するものとする。

#### 第9条 [歩合開発費]

第2条の基本合意に基づき、当該製品の開発完了後の製品製造・販売の実績に対し、甲は下記に定める方式で算定される歩合開発費を支払うものとする。

##### 1. 歩合開発費

当該製品の販売各件毎に確定する各件毎の粗利益額の5%とする。

なお、本料率は、当該製品の販売が行なわれる全期間において適用される。

##### 2. 歩合開発費の適用製品

当該製品固有のハードウェア（F3専用ハードウェア）が用いられる製品とする。

##### 3. 粗利益の算定

$$\begin{aligned} \text{F3粗利益} = & (\text{販売価格合計} - \text{商品定価} \times 90\% - \text{運・据定価 (注1)}) \\ & / (\text{F3を除く製品部分の定価合計} + \text{F3標準品部分の定価合計} + \text{F3} \\ & \text{特注品部分の定価合計}) \\ & \times \text{F3の標準品部分の定価合計} - \text{F3の標準品部分の仕入高} \end{aligned}$$

(注1) 運送費・据付費・据付調整費の定価合計、および修理を伴う受注の修理費用

##### 4. 支払方法

甲は、月末締めの本件支払い対象物件の粗利益額を翌々月15日までに乙に連絡し、乙は、その報告に基づき、請求を起こす（翌々月末締め）。

支払方法は、上記請求に基づく規定払いとする。

#### 第10条 [契約解除]

甲乙、双方ともに、協議納得の上、本契約を解除することが出来る。

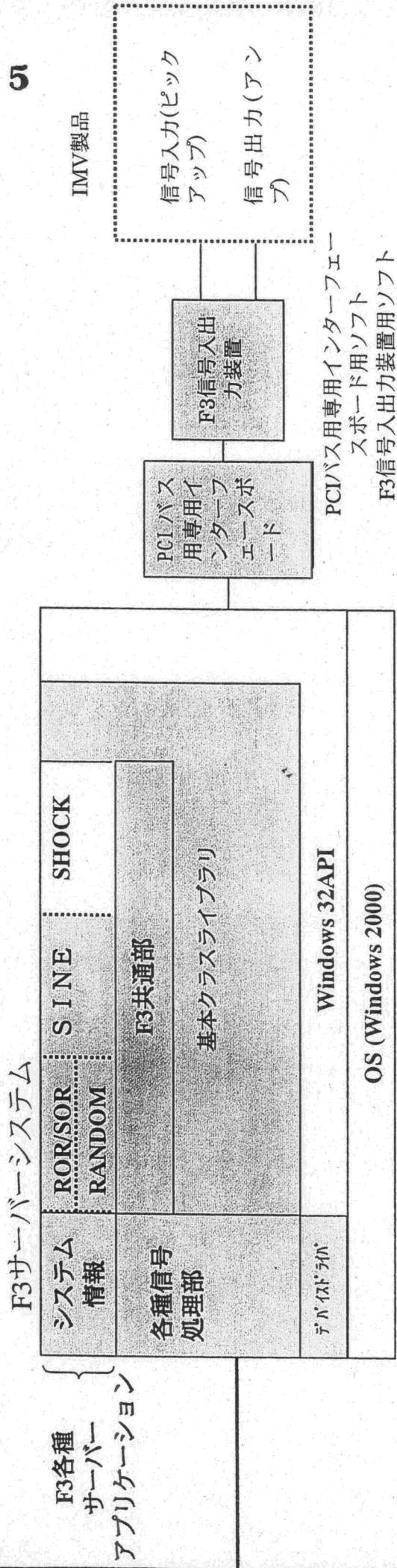
#### 別紙4 (F3のソフトウェアプログラム)

##### 振動制御器F3の以下のソフトウェアプログラム

- (1) デバイスドライバ
- (2) サーバシステム及びクライアントシステムの共通部
  - ① F3共通部
  - ② アクティブXコントロール
- (3) サーバシステム及びクライアントシステムの共通ライブラリ
  - ① 基本クラスライブラリ
  - ② グラフィカルユーザインターフェース (GUI) ライブラリ
- (4) サーバアプリケーション
  - ① システム情報サーバ
  - ② SINE実行サーバ
  - ③ ROR (RANDOM on RANDOM), SOR (SINE on RANDOM) のソフトウェアプログラムを含むRANDOM実行サーバ
  - ④ SHOCK実行サーバ
- (5) クライアントアプリケーション
  - ① SINEクライアント
  - ② ROR (RANDOM on RANDOM), SOR (SINE on RANDOM) のソフトウェアプログラムを含むRANDOMクライアント
  - ③ SHOCKクライアント
- (6) F3信号入出力装置専用ハードウェア
  - ① PCIバス専用インターフェースボード用ソフトウェア
  - ② F3信号入出力装置用ソフトウェア

# F3構成図

※  がアイセル作成分

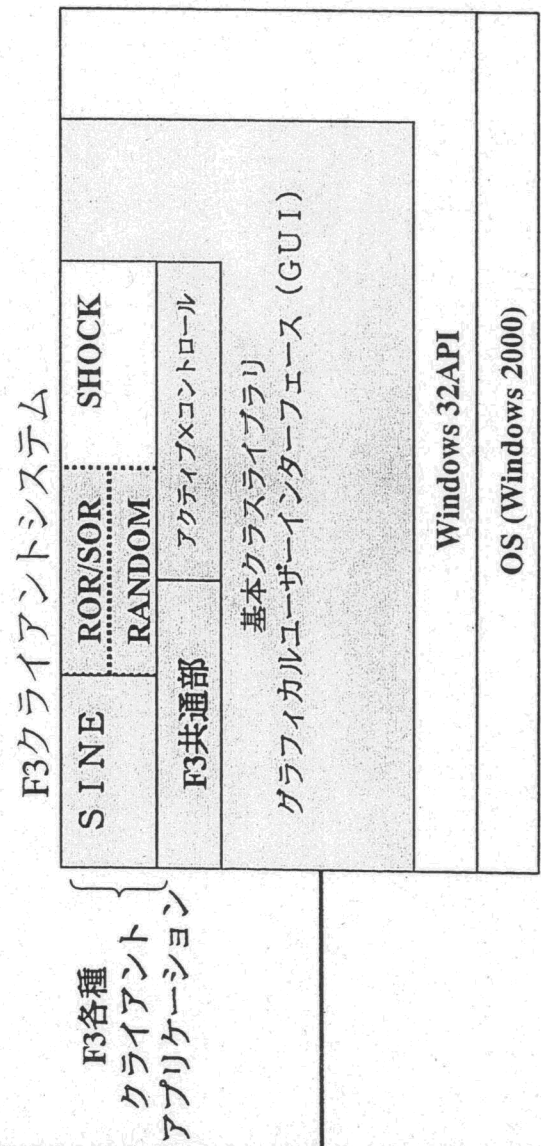


ALTERA社  
プログラマブルロジックの専用言語によるプログラミング

その他

回路設計、専用カード⇄装置間の通信仕様

F3は、F3サーバーシステムとF3クライアントシステムが、同一のパソコンで構成されるものと、別々のパソコンで構成されるものがあります。  
※F3各種サーバー アプリケーションと F3各種クライアント アプリケーションは、全く異なるプログラムです。





別紙 6  
支払一覧表

No.	オーダー番号	品目	数量	請求日	金額
1	Y-0521	F3共通(10月分)		平成9年(1997年)10月27日	90万円
2	Y-0521	ソフトウェア共通(10月分)		平成9年(1997年)10月27日	160万円
3	Y-0521	WIN32アプリケーション基本共通部(10月分)		平成9年(1997年)10月27日	340万円
4	Y-0521	WIN32アプリケーション基本共通部(11月分)		平成9年(1997年)12月1日	400万円
5	Y-0521	F3共通		平成9年(1997年)12月26日	90万円
6	Y-0521	ソフトウェア共通		平成9年(1997年)12月26日	100万円
7	Y-0521	WIN32アプリケーション基本共通部		平成10年(1998年)1月30日	500万円
8	Y-0538	F3共通部ソフトウェア(グラフ関連関数)	1/2	平成10年(1998年)2月27日	200万円
9	Y-0538	F3共通部ソフトウェア(グラフ関連関数)	1/2	平成10年(1998年)3月31日	285万円
10	Y-0521	F3ハードウェア(設計)	1	平成10年(1998年)3月31日	250万円
				No.1ないしNo.10の合計	2415万円
11		F3開発費 仮払		平成10年(1998年)5月6日	396万円
12		F3開発費 仮払		平成10年(1998年)5月29日	500万円
13	H-0001	F3開発 第2期工事(6月分)	1	平成10年(1998年)6月30日	804万円
14	H-0001	F3開発 第2期工事(7月分)	1	平成10年(1998年)7月31日	500万円
15	H-0001	F3開発 第2期工事(8月分)	1	平成10年(1998年)8月31日	500万円
16	H-0001	F3開発 第2期工事(9月分)	1	平成10年(1998年)9月30日	500万円
17	H-0001	F3開発 第2期工事(10月分)	1	平成10年(1998年)10月30日	500万円
18	H-0001	F3開発 第2期工事(11月分)	1	平成10年(1998年)11月30日	500万円
19	H-0001	F3開発 第2期工事(12月分)	1	平成10年(1998年)12月25日	500万円
20	H-0001	F3開発 第2期工事(1月分)	1	平成11年(1999年)1月29日	500万円
21	H-0001	F3開発 第2期工事(2月分)	1	平成11年(1999年)2月26日	500万円
22	H-0001	F3開発 第2期工事(3月分)	1	平成11年(1999年)3月31日	500万円
23	1032000	F3インターフェースリピータ基板設計	1	平成11年(1999年)3月31日	96万円
24	H-0001	F3開発 第2期工事(4月分)	1	平成11年(1999年)4月30日	500万円
25	H-0001	F3開発 第2期工事(5月分)	1	平成11年(1999年)5月31日	500万円
26	H-0001	F3開発 第2期工事(最終分)	1	平成11年(1999年)10月29日	1500万円
				No.11ないしNo.26の合計	8796万円
27	Y-0521	F3 ハードウェア(デバッグ完了後の月末分)	1	平成11年(1999年)11月30日	190万円
28	C-0277	F3/RANDOM,SOR開発(11月末締分)	1	平成11年(1999年)11月30日	600万円
29	C-0277	F3/RANDOM,SOR開発(12月末締分)	1	平成11年(1999年)12月28日	600万円
30	C-0277	F3/RANDOM,SOR開発(1月末締分)	1	平成12年(2000年)1月31日	600万円
31	C-0277	F3/RANDOM,SOR開発(2月末締分)	1	平成12年(2000年)2月29日	600万円
32	C-0277	F3/RANDOM,SOR開発(3月末締分)	1	平成12年(2000年)3月31日	600万円
33	C-0277	F3/RANDOM,SOR開発(4月末締分)	1	平成12年(2000年)4月28日	600万円
34	C-0277	F3/RANDOM,SOR開発(5月末締分)	1	平成12年(2000年)5月31日	600万円
35	C-0277	F3/RANDOM,SOR開発(6月末締分)	1	平成12年(2000年)6月30日	600万円
36	C-0277	F3/RANDOM,SOR開発(7月末締分)	1	平成12年(2000年)7月31日	600万円
37	C-0277	F3/RANDOM,SOR開発(8月末締分)	1	平成12年(2000年)8月31日	600万円
38	C-0277	F3/RANDOM検収完了分	1	平成12年(2000年)9月29日	600万円
39	C-0288	F3 小規模専用I/O Unitの開発	1	平成12年(2000年)9月29日	42万円
40	C-0287	F3 8chモジュール開発	1	平成12年(2000年)9月29日	250万円
41	C-0277	F3/SOR検収完了分	1	平成12年(2000年)11月30日	674万6300円
				No.27ないしNo.41の合計	7756万6300円